

2産政号外
令和3年(2021年)1月13日

(一社)長野県経営者協会 会長 様
長野県中小企業団体中央会 会長 様
(一社)長野県商工会議所連合会 会長 様
長野県商工会連合会 会長 様

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部
本部長 阿 部 守 一

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく 感染防止策の徹底等について(要請)

日頃は、長野県行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、本県では1月8日に開催した新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、1月8日からの長野県新型コロナウイルス感染症対応方針等を定め、法第24条第9項に基づき、特定都道府県への訪問の自粛、業種別ガイドラインの周知を通じた感染防止策の徹底及びイベントの開催基準の遵守について引き続き要請すること等を決定しました。

つきましては、貴団体の会員企業やその従業員等に対し、下記について周知していただくようお願いいたします。

なお、国の動向及び今後の県内の感染の状況等によっては、要請等の内容を見直す場合がありますので、御承知おきください。

記

1 要請内容

(1) 特定都道府県への訪問の自粛

緊急事態措置を実施すべき区域とされた東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県(以下「特定都道府県」という。)への訪問は、基本的に行わないこと。

仕事等でどうしても訪問が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じること。

(2) 業種別ガイドラインに沿った感染防止策の徹底

国の基本的対処方針では、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定されるガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることから、各団体で作成された業種別ガイドラインに基づく取組を推進すること。

業種別ガイドライン一覧：<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

(3) イベント開催基準の遵守等

イベントの開催に当たっては、引き続き開催基準を遵守いただくとともに、適切な感染防止策の徹底を図っていただくこと。

また、イベント主催者となる会員の皆様には、イベントを開催する前に参加者へ接触確認アプリのインストールを促すことや、感染拡大防止のため必要に応じて参加者名簿の作成などにより連絡先等を把握すること。

さらに、施設管理者又はイベント主催者は、全国的な人の移動を伴うイベント又は大規模なイベント（1,000人超）の開催を予定する場合には、引き続き県に事前相談をすること。

1月8日から2月7日までのイベント開催の目安（概要）		
○ 収容率要件と人数上限のいずれか小さい方を限度とする（両方の条件を満たす必要）。		
① 収容率要件については、		
・ 感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内		
・ その他大声での歓声・声援等が想定されるイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50%以内（ただし、異なるグループ（5名以内）間で座席を1席空ければ50%超も可能）		
② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。		

	収容率	人数上限	
イベントの類型	大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの （クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等） ・ 飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）	大声での歓声・声援等が想定されるもの （ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等）	① 収容人数10,000人超 ⇒ 収容人数の50% ② 収容人数10,000人以下 ⇒ 5,000人 （注）収容率と人数上限でいずれか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。
	100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%以内（※） （席がない場合は十分な間隔）	

※ただし、異なるグループ（5名以内）間で座席を1席空ければ50%超も可能

※なお、大規模イベント等の開催に係る県への事前相談については、長野県ホームページで公表していますので、最新の情報をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona-event.html>

2 協力を依頼する事項

(1) 感染拡大地域への訪問等にあたっての慎重な行動等

他県への訪問に当たっては、感染防止の3つの基本（身体的距離の確保、人混みの中でのマスク着用、手洗い・手指の消毒）など、基本的な感染防止策を徹底するほか、次のとおり慎重な行動をとっていただくこと。

- ・ ガイドラインを遵守していない接待を伴う飲食店など、クラスターの発生する可能性のある場所への訪問を控えること。
- ・ 当該地域から戻った後も自らの健康観察を行うとともに、行動歴について記録すること。

- ・会食を行うに当たっては、感染防止対策が行われていない店舗、密な室内での大人数の飲食、長時間におよぶ飲食、はしご酒を避け、会話をする時はマスクを着用すること。

直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県（特定都道府県を除く。以下「感染拡大地域」という。）への訪問に当たっては、上記の他県訪問の際の慎重な行動の徹底に加え、次のとおり慎重な検討を行うこと。

- ・訪問そのものを慎重に検討した上で、感染リスクが高い状況を実際に避けるよう留意し、避けられない場合は訪問そのものを控えること。
- ・高齢者や基礎疾患（呼吸器疾患、糖尿病、高血圧など）のある方等重症化しやすい方やその同居のご家族は特に慎重な検討を行うこと。

なお、県内においても陽性者が増加している地域があるため、県内の移動に当たっても慎重な行動をとるとともに、県外をはじめ他の地域を訪問する際は、自身の行動が感染拡大を招かないよう注意すること。

※なお、各都道府県の直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数については、長野県ホームページで公表していますので、最新の情報をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/monitoring.html>

(2) 冬場における感染拡大を防止するための行動

帰省や旅行などによる人の移動や、新年会などの飲酒や会食による感染拡大を防ぐため、次の点を踏まえた行動をとっていただくこと。

- ・帰省や旅行は可能な場合は人が集中する時期を避けること。
- ・事業者は、従業員の休暇の分散取得や在宅勤務・テレワークの促進、発熱時に従業員が休みやすい職場環境づくりに努めること。
- ・新年会などの会食の際には、ガイドラインを遵守している店舗を利用するとともに、以下に留意し、感染リスクを下げながら楽しむ工夫をすること。
 - ✓ 体調が悪い場合（又は10日以内に悪かった場合）は参加しない、させない。
 - ✓ 開始前と会食後に必ず手指消毒を行う。（可能であれば会食中も。手指消毒の代わりに徹底した手洗いでも可。）
 - ✓ 人と直接・間接に接触しない。（直接的な接触はもとより、大皿料理やとり箸、お酌、カラオケマイク等、物を共用しない。）
 - ✓ 飛沫を人や人の食べ物等に飛ばさない。（人との距離を保ち、パーテーション等がない場合には会話の際にマスク着用もしくはハンカチ等で口を覆う、大声で話さない、など）
 - ✓ 会場の換気に気をつける。（会場の換気が不十分なら30分程度ごとに窓やドアを開けてのこまめな換気を行うか、短時間で会食を切り上げる。）
- ・普段一緒にいない方との会食・茶飲み話等の際は、会話時のマスク着用や席間の十分な距離の確保など、特に慎重に対応すること。

(3) 感染者等への不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、温かい社会を作る取組

新型コロナウイルス感染症に起因する県民の人権侵害を生じさせぬよう、不当な差別的扱いや誹謗中傷を抑止し、治療を終えた方等が安心して日常生活に戻ることができる地域・社会をつくる「コロナは思いやりと支えあいで乗り越える“あかりをともしよう”キャンペーン」にご協力いただくこと。

長野県産業労働部産業政策課企画担当 (課長) 宮島 克夫 (担当) 竹内 幹
電話 026-235-7205 (直通)
F A X 026-235-7496
E-mail sansei@pref.nagano.lg.jp